

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	S B Iホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【報告義務発生日】	平成30年9月27日
【提出日】	平成30年10月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	SBIインシュアランスグループ株式会社
証券コード	7326
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SBIホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成11年7月8日
代表者氏名	北尾 吉孝
代表者役職	代表取締役
事業内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	SBIホールディングス株式会社 財務部 鈴木 崇弘
電話番号	03-6229-2175

(2)【保有目的】

安定株主として保有

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	17,110,520		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,110,520	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,110,520
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年9月27日現在)	V	22,820,530
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		74.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年9月27日	普通株式	918,100株	4.02%	市場外	処分	1,998円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>株券の貸借取引契約について</p> <p>SBIインシュアランスグループ株式会社（以下「発行者」という。）のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、提出者とみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）は、提出者の保有する発行者の株式のうち、普通株式（以下「本件株式」という。）856,500株をみずほ証券に対して貸付する旨の契約を締結しております。なお、貸付期間は、平成30年9月27日から平成30年10月26日までとしております。</p> <p>ロックアップの誓約について</p> <p>提出者は、本件株式が東京証券取引所に上場されるに際し、本件株式の募集及び売出し（以下「本件募集売出し」という。）に関連して、みずほ証券に対し、以下の通り誓約しております。</p> <p>提出者は、本件募集売出しに関連して、本件株式の上場日から起算して180日を経過する日（平成31年3月25日）までの間、事前にみずほ証券の書面による承諾がある場合を除き、以下に記載の各行為を行わないものとします。</p> <p>（1）本件株式、本件株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は本件株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券に関する勧誘、発行、担保提供、譲渡、売付け、売却契約の締結、購入オプションもしくは購入契約の売付け、売却オプションもしくは売却契約の買付け、購入オプション、購入権若しくは引受権の付与、貸付その他一切の移転又は処分を直接又は間接に行うこと。</p> <p>（2）発行者の株主であることによる経済的利益の全部又は一部を他の第三者に移転するスワップその他の取決めを行うこと。</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に記載の行為を企画していること、若しくはそれらに同意することを発表又は公表すること。</p> <p>ただし、本件募集売出しに伴う貸付を行う場合、会社法第156条、第160条又は第165条に定める発行者による自己の株式の取得に応じた本件株式の売却又は譲渡の場合、金融商品取引法第27条の2に定める発行者以外の者による発行者の株券等の公開買付けへ応募する場合、会社法192条第1項の定める単元未満株式を発行者に対して買取請求する場合には、上記の内容は適用されないものとします。</p>

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	6,091,129
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成29年3月31日付株式交換により普通株式474,954株を取得（無償交付） 平成29年4月20日普通株式2,359株を処分 平成30年6月26日付株式分割により普通株式17,427,666株を取得（無償交付） 平成30年9月27日普通株式911,564株を処分
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	6,091,129

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地